

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口県宇部市

宇部市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底や時間外労働の上限規制への対応の観点から、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして、令和7年3月から適用することとしました。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等により、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念とされているところです。

宇部市としましては、新労務単価の上昇が、確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えている中で、公契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とした「宇部市建設工事に関する公契約指針」を策定しています。本指針では、新労務単価の適用による増額等の変更契約後の対応についても明記しているところです。

ついては、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請、社会保険等への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導